長野市指定給水装置工事事業者及び長野市排水設備指定工事店の研修に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野市指定給水装置工事事業者及び長野市排水設備指定工事店(以下「指定事業者」という。)に定期的な研修を受講させることにより、お客様への安全・安心な給水の確保、公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全、誠実な工事の施行に向けて長野市からの速やかな情報提供を図るとともに、併せて、給水装置工事主任技術者及び排水設備工事責任技術者(以下「主任技術者」という。)の選任・解任等の変更届提出状況等の確認を同時に行うことを目的とする。

(研修対象者)

第2条 研修は、長野市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が指定した全ての指定事業者のうち、この研修を踏まえ必要な社内の周知や教育を実施できる者を対象とする。

(研修時期)

第3条 研修は、おおむね3年に1回の開催とする。

(研修通知)

第4条 管理者は、指定事業者全てに対して通知するものとする。

(申請手続)

- 第5条 研修を受講しようとする指定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請 書を管理者に提出するものとする。
 - ①指定事業者名及び所在地
 - ②研修を受けようとする者の氏名及び住所
 - ③主任技術者名等

(研修費用)

第6条 研修に際し、管理者が指定事業者より研修受講料として、その費用を徴収することができることとする。

(研修修了証の交付)

第7条 研修受講者に対して、管理者は修了証書を交付することとする。

(研修不参加の取扱い)

第8条 研修に参加しなかった指定事業者については、その理由を書面によって 管理者に提出するものとする。 (研修の実施主体)

第9条 研修は、管理者が実施する。

(研修テキスト)

第10条 研修は(社)日本水道協会の共通テキスト及び長野市の給水装置・排水 設備工事指針、当日の配布資料を使用し行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。